

国立大学法人新潟大学の職員の職務発明等に対する補償金支払要項

平成16年4月1日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人新潟大学職務発明規程(平成16年規程第125号。以下「職務発明規程」という。)第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。)の職員の職務発明等に対する補償金の支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項における用語の意義は、職務発明規程第3条に定めるところによる。

(発明に対する登録補償金の支払)

第3 学長は、本学の職員が行った発明に係る特許を受ける権利を承継し、これに基づく特許出願により特許権を取得し、又は本学が職務発明等に係る特許権を譲り受けた場合には、当該発明者に対して、別表に定める登録補償金を支払うものとする。ただし、その承継した特許を受ける権利が、外国における特許出願により取得したものである場合又は外国における特許権を譲り受けたものである場合は、当該特許権の登録国が複数であっても1権利として取り扱うものとする。

(発明に対する実施補償金の支払)

第4 学長は、本学の職員が行った発明に係る特許を受ける権利又は特許権を承継し、特許出願中の特許を受ける権利又は特許権の運用若しくは処分により収入を得た場合には、その運用若しくは処分により毎年1月1日から12月31日までの間に本学に納入された金額から特許出願、特許権の維持・管理及び技術移転等に要した諸費用を除いた額の50%の額を当該発明者に支払うものとする。

(共同発明者に対する補償金の支払)

第5 学長は、第3及び第4に規定する補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、当該発明者に対して、それぞれの持分割合に応じて当該補償金を支払うものとする。

(補償金請求権を承継した者又は退職した者に対する補償)

第6 第3から第5までの規定は、発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者から補償金の請求があった場合及び退職した発明者から補償金の支払の請求があった場合に準用する。

(考案に対する補償金の支払)

第7 本学の職員が行った考案に対する登録補償金の支払、実施補償金の支払、共同考案者に対する補償金の支払及び補償金請求権を承継した者又は退職した者に対する補償は、第3から第6までの規定によるものとし、この場合において、「発明」とあるのは「考案」と、「特許」とあるのは「実用新案」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と

と、「特許権」とあるのは「実用新案権」と、「発明者」とあるのは「考案者」と読み替えるものとする。

(意匠等の創作に対する補償金の支払)

第8 本学の職員が行った意匠，商標，回路配置利用又はプログラム等の著作(以下「意匠等」という。)の創作に対する登録補償金の支払，実施補償金の支払，共同創作者に対する補償金の支払及び補償金請求権を承継した者又は退職した者に対する補償は，第3から第6までの規定によるものとし，この場合において，「発明」とあるのは「意匠等の創作」と，「特許」とあるのは「意匠」，「商標」，「回路配置利用」又は「プログラム等の著作」と，「特許出願」とあるのは「意匠登録出願」，「商標登録出願」，「回路配置利用登録」又は「プログラム等の著作物」と，「発明者」とあるのは「意匠等の創作者」と読み替えるものとする。

(品種の育成に対する補償金の支払)

第9 本学の職員が行った品種の育成に対する登録補償金の支払，実施補償金の支払，共同育成者に対する補償金の支払及び補償金請求権を承継した者又は退職した者に対する補償は，第3から第6までの規定によるものとし，この場合において，「発明」とあるのは「品種の育成」と，「特許」とあるのは「品種登録」と，「発明者」とあるのは「品種の育成者」と読み替えるものとする。

(出願変更されたときの補償)

第10 第3の規定の適用に当たっては，特許出願をした場合において，その出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたときは，それぞれ第7又は第8の規定によるものとし，実用新案登録出願又は意匠登録出願をした場合において，その出願が特許出願に変更されたときは，第3から第6までの規定によるものとする。

附 則

この要項は，平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成19年9月28日)

この要項は，平成19年9月28日から実施する。

別表(第3関係)

登録補償金の額		
発明	1権利	7,500円 + (1,500円 × 請求項数)
考案	1権利	2,500円 + (500円 × 請求項数)
意匠等の創作	1権利	3,000円
品種の育成	1権利	3,000円